

船橋市3歳未満児幼稚園定期預かり事業のご案内

保育が必要な満3歳未満児のお子様を対象に一部の幼稚園で定期的な預かりを行います。実施園は3歳児以降の預かり保育の体制も充実しており、幼稚園でも長時間の預かりを利用することが可能です。

1. 利用できるお子様

船橋市在住の満3歳未満(利用開始月の1日時点の年齢)で保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)を船橋市から受けたお子様。

※利用中のお子様が3歳の誕生日を迎えた場合は、当該年度末まで継続利用可能です。

2. 利用の流れ

① 実施幼稚園の見学

幼稚園の雰囲気や教育・保育の内容・預かりの時間帯・募集人数・実費負担等をご確認ください。

② 実施幼稚園に利用申込み

幼稚園に利用の申込みをしてください。必要書類はP.2以降をご覧ください。

※申込締切日について

利用希望月が

5月～1月…利用希望月の前々月の25日
2月・3月・4月(1次申込み)…12月25日
4月(2次申込み)…2月25日

締切日が実施幼稚園の休園日の場合は、その前日が締切日となります。

※4月(2次申込み)は4月(1次申込み)に係る幼稚園の利用調整の結果、定員に達した場合は受付しません。

※定員を超える申込みがあった場合は、保育の必要度の高い順に受入れいたします。なお、保育の必要度に問わず、幼稚園が受入れが難しいと判断した場合は不承諾となることがあります。


③ 市から教育・保育給付認定可否決定通知書を発送

※3歳未満児幼稚園定期預かり事業の利用可否決定通知ではありません。事業の利用可否は後日実施幼稚園から通知されます。

④ 利用決定・利用開始

利用希望月の前月20日頃に実施幼稚園から利用の可否が通知されます。利用決定者は利用希望月の1日から利用することができます。

3. 実施園

実施園	住所	実施日・時間	電話番号	定員	ホームページ
古和釜幼稚園	松が丘 4-32-1	月～金 8:00～18:00	047-464-3030	満1歳 6名 満2歳 12名	
みどり台幼稚園 (令和4年4月～)	緑台 2-6	月～金 9:00～18:00	047-448-3311	満2歳 6名	

※月額利用料・実費負担・休園日等詳細は実施幼稚園に直接お問い合わせください。

(なお、各実施園の月額保育料(給食費込み)は37,000円以内です)

※市民税非課税世帯の場合、事前に市から施設等利用給付認定を受けることで保育料(給食費除く)が42,000円の範囲内で無償化されます(手続きの詳細は下記①にお問い合わせください)。

○お問い合わせ先

船橋市子育て支援部保育認定課

①3歳未満児幼稚園定期預かり事業全般について(事業係) 047-436-2329

②保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)について(入所係) 047-436-2330

4. 必要書類

- ① 各幼稚園が作成する利用申請書
- ② 船橋市教育・保育給付認定申請書(3歳未満児幼稚園定期預かり事業利用希望者用)
- ③ マイナンバー確認資料 ※ マイナンバー確認資料についてをご参照ください。
- ④ 保育を必要とする事由を確認するための書類 ※ P.3をご参照ください。
- ⑤ 該当する場合のみ必要となる資料 ※ P.4をご参照ください。
- ⑥ その他、幼稚園が必要とする書類 → 幼稚園にご確認ください。

【注意事項】

- ・ 必ず保育認定課指定の書類(①と⑥を除く)に記入のうえご提出ください。
- ・ 保育所等を併願する場合や申請中である場合は、④の書類を省略できる場合があります。詳しくは保育認定課にお問い合わせください。
- ・ 園にご提出いただいた上記書類のうち、①と⑥以外は月末までに園から市へ提出されます。
- ・ 書類の提出後に確認事項がある場合などは、ご連絡の上で新たな書類の提出を依頼します。
- ・ ご提出いただいた書類は一切返却できません。必要であれば提出前にご自身でコピーをしてください。
- ・ 消せるボールペン等、書き換え可能な筆記具は使用しないでください。
- ・ 記入漏れがある場合はお返します。

マイナンバー確認資料について

本人確認として、マイナンバー確認資料と身元(実存)確認資料をご用意ください。

なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみでマイナンバー確認、身元(実存)確認が行えます。

◆ マイナンバー確認資料(正しいマイナンバーであることの確認)

《対象者》 申請する児童、保護者

- ・有効な通知カード ※住所・氏名・性別・生年月日すべてが住民票に記載の事項と一致しているもの
- ・マイナンバーが記載された住民票の写し ※個人番号通知書は使用できません。
- ・住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの)

◆ 身元(実存)確認資料(マイナンバーの正しい持ち主であることの確認)

《対象者》 申請に来た保護者

下図のAもしくはBをご用意ください。

A.顔写真付身分証明書(以下の書類から1点)	B.身分証明書(以下の書類から2点)
<ul style="list-style-type: none">・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書 等	<ul style="list-style-type: none">・公的医療保険の被保険者証・年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書 等

※ 代理人が申し込む場合は、保育認定課に必要な書類を確認してください。

5. 保育を必要とする事由について

《対象者》◆児童と同居している父 ◆児童と同居している母

申請にあたり、保護者が、次の保育を必要とする事由に確認させていただきます。

1. 月64時間以上の就労をしている
2. 病気や怪我のため、または精神や身体に障害がある
3. 親族(長期入院等をしている親族を含む)を介護や看護している
4. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている
5. 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている
6. 就学をしている(学校教育法に規定された学校等や職業訓練校における職業訓練)
7. 出産の前後である
8. きょうだいの育児休業中や育児休暇(就労先が認めた法令に基づかない育児のための休暇)中である
9. その他、法律に定めのある場合

保育を必要とする事由を確認するための書類・認定される保育必要量・認定期間

事由	必要書類	認定期間
<u>月64時間以上の就労</u>	<p>*就労証明書(指定様式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用予定でも可。 ・保育所等を利用できた際の就労内容を就労先が記入する(個人事業主を除き、就労者自身の記入は不可)。 ・就労先の人事担当者の部署名、役職名及び氏名の記入がすべてあれば押印省略可。 	就労証明書に記入された雇用期間 (無期雇用者や原則契約更新の有期雇用者の場合は2歳児クラスの年度末まで)
<u>疾病、負傷、障害</u>	<p>*主治医の意見書(指定様式)</p> <p>**障害者手帳の写し</p> <p>※ 身体1～2級、精神1級、療育手帳所持者は、「主治医の意見書」は不要です。</p>	完治等により事由が解消するまで
<u>親族等の介護・看護</u>	<p>被介護・看護者の次の2種類の書類</p> <p>介護保険被保険者証または「*主治医の意見書①保護者等疾病用」</p> <p>「介護・看護状況説明書」</p> <p>・「主治医の意見書 ①保護者等疾病用」の裏面にあります。</p>	介護や看護を継続して行う必要がある間
<u>災害復旧</u>	*罹災証明書、状況説明書	災害復旧に従事している間
<u>求職活動・起業準備</u>	保育認定課にお問い合わせください	効力発生日(認定日)から90日目の月末まで
<u>就学</u>	*在学証明書、カリキュラム	卒業(修了)日を迎える月の月末まで
<u>妊娠・出産</u>	母子健康手帳(分娩予定日の記入ページ)の写し	出産月の前2か月から(多胎妊娠の場合は出産月の前4か月から)出産後56日目を迎えた月の末日まで
きょうだいの <u>育児休業(休暇)中</u>	<p>「*就労証明書」または「*育児休業証明書」</p> <p>現在は退職していて、出産直前まで就労していた会社に再雇用される方はお問い合わせください。</p>	就労先が認めた育児休業(休暇)の終了日を迎える月の末日まで。ただし、育児休暇は最長で子が2歳に達する日を迎える月の末日まで

該当する場合のみ必要となる資料<<対象者>>◆父 ◆母 ◆申請児童 ◆申請児童の兄弟姉妹 ◆祖父母

対象者の状況	必要書類
保護者のいずれかが保育士資格を有し、船橋市内の認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所、認証保育所、企業主導型保育事業所で保育士として月64時間以上勤務する場合	保育士証の写し 保育士就労に関する同意書
保護者が、自営業(個人事業主)の場合 ※法人格を有している場合を除く	自営業の実績確認ができる資料 ※ 確定申告書の写し、個人事業の開業届出書の写しなど ※ 直近の年度分の船橋市の市民税において、営業収入または農業収入の区分で、収入額0円以外で申告していることが確認できる場合は省略可
保護者が、法令に基づかない育児のための休暇を就労先が認め、復職のために利用申込みする場合と、現在は退職していて、出産直前まで就労していた会社に再雇用されるために利用申込みする場合	「★就労証明書」 ※ 就労証明書の備考欄に、就労先が法令に基づかない育児のための休暇を認めている旨の記入があるもの ※ 出産直前まで就労していた就労先に再雇用の場合は、「再雇用日」、「退職日」、「保育所等の利用承時の再雇用日繰り上げの可否」、「出産予定日」の記入があるもの
申請児童が、常態として月64時間以上認可外保育施設を利用している場合(対象外の施設もあります。)	利用契約書の写しまたは「保育施設利用証明書」 ※ 利用開始日、月の利用時間がわかるもの
申請児童が、利用中の認可外保育施設が閉鎖される場合	施設の閉鎖がわかるもの
申請児童が、利用承認日時時点で月齢が6か月に満たない場合や、疾病、疾患がある場合	「★主治医の意見書の申請児童用」または「医師の★診断書」 ※ 集団保育の可否と集団生活上の注意事項が記入されたもの ※ 6か月未満児の主治医の意見書は利用承認時に提出が必要
申請児童の健康や発達の状態について、過去に医師等から指摘されたことがある場合	母子健康手帳の写し ※ 直近の定期健診のページ及び医師の指摘内容がわかるページ
保護者が、倒産・整理解雇により失業し、利用希望日時時点で離職日の属する月の翌月から3か月を経過していない場合	解雇通知・離職票等 ※ 失業日、失業理由等を確認できるもの
申請児童のきょうだいが、保育所等の利用をせず、児童発達支援センターなどを利用している場合	保育所等の利用をしない児童の 「入所(利用)状況報告書」 ※ 任意書式でも可
市内別居または同居の65歳未満の祖父母がいるが、就労等(求職活動中・育休中以外)の理由で保育できない場合	該当する事由・必要書類は保護者と同じ(P.3 参照) ※ 対象者となる祖父母全員分の書類が必要
保護者が、親族等の介護・看護以外の事由で利用申込みしているが、親族等の介護・看護もしている場合	必要書類は保護者と同じ(P.3 親族等の介護・看護 参照)
保護者が、離婚している場合	★離婚届受理証明書または★戸籍謄本 ※ 離婚成立日と親権者が記載されているもの
保護者が、未婚または再婚している場合	★戸籍謄本 ※ 児童の父母の欄が確認できるもの ※ 外国籍の方は独身証明書
保護者が、離婚調停中で配偶者と別居している場合	申立書の写しおよび呼び出し状、または事件係属証明書
保護者が、申請児童と養子縁組している場合	★戸籍謄本 ※ 児童との養子縁組が確認できるもの
保護者が、外国籍で、特定活動の在留資格で、就労、求職活動での申込みの場合、または就労不可の資格の場合	特定活動における指定書または資格外活動許可内容のわかる在留カード
保護者が、その年の1月1日現在市外に居住していたか、海外で収入があった場合 ※船橋市で住民税の課税がない	該当年度の住民税(非)課税証明書(住民税決定通知書・源泉徴収票は不可)、海外での収入がわかる給与証明書等 ※ 利用調整上の同点調整時において、未提出または未申告の場合、不利になります。
申請児童と祖父母が同じ住所だが、家屋が別(二世帯住宅を除く)の場合	それぞれの登記簿謄本(登記事項証明書)または固定資産税の決定通知

・★のついた書類は保育認定課窓口での締切日から6か月前の月の1日以降に証明されたものをご提出ください。

(例)令和4年10月利用申込み…令和4年8月25日が締切日なので令和4年2月1日以降に証明されたもの。

・利用調整基準の点数は利用希望月の締切日時点の点数で調整します。

・★★のついた書類のうち身体障害者手帳については、マイナンバーによる情報連携が可能になったため、「船橋市教育・保育給付認定申請書(3歳未満児幼稚園定期預かり事業利用希望者用)」の表面に対象者の氏名・生年月日・個人番号の記載があればご提出は不要です。但し、転入予定または船橋市外在住の方、手帳の情報(住所、氏名等)が現在と異なる場合は情報連携できない場合もあります。